内部資料図書取扱約款

（趣旨）

第１条　発注者及び受注者は、この約款の定めるところにより、特定技術情報を取り扱うものとする。

（定義）

第２条　特定技術情報とは、受注者が発注者に提出した図書借用書に掲げる内部資料図書に記載されている情報（図書名を含む。）から、次の各号に掲げる情報を除いたものをいう。

　一　当該内部資料図書を貸与された際に公知の情報

　二　当該内部資料図書を貸与された後に受注者の過失又は本約款への違反によることなく公知となった情報

　三　当該内部資料図書を貸与される前に受注者が自ら知り得ていた情報

四　受注者が発注者とは無関係の情報源から適法に得た情報

　五　受注者が貸与された内部資料図書の情報と無関係に独自に開発した情報

（受注者の義務）

第３条　受注者は、特定技術情報を、図書借用書に掲げる業務にのみ使用し、他の目的・用途に使用してはならないものとする。

２　受注者は、特定技術情報を、当該特定技術情報を知る必要のある受注者の役員及び従業員に限り開示するものとし、同役員及び従業員に対し、本約款に定める受注者の義務と同等の義務を課すものとする。

３ 受注者は、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者（以下「再受託者」という。）に特定技術情報を提供しようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を得るとともに、再受託者に対し、別記様式の図書借用書を作成、提出させるほか、必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

４　受注者は、内部資料図書の一部又は全部を複製してはならないものとする。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。この場合において、受注者は、当該複製をする者及び日時並びに複製する部分を書面に記録するとともに、発注者の求めがあった場合には速やかにこれを提出するものとする。

５　受注者は、内部資料図書を他の資料と区別して管理し、特定技術情報の混同及びこれに伴う特定技術情報の漏えいを防止しなければならないものとする。

６　受注者は、第４項ただし書きにより複製をした場合には、当該複製物についても内部資料図書と同等の義務を負うものとする。

（特定技術情報管理者）

第４条　受注者は、内部資料図書を使用する間、特定技術情報を管理する者（以下「特定技術情報管理者」という。）を置かなければならない。

２　受注者は、特定技術情報管理者を定めたときは、発注者に通知しなければならない。特定技術情報管理者を変更したときも、同様とする。

３　特定技術情報管理者は、本約款に定める事項を遵守するとともに、役員及び従業員にこれを理解させ、及び遵守させるために必要な措置を実施する責任を負う。

（内部資料図書の返却）

第５条　受注者は、貸与を受けた内部資料図書（複製を含む。）を発注者の指示する方法により図書借用書の返却予定日までに返却するものとする。ただし、受注者が発注者の同意を得た場合には、返却予定日を延期することができる。

（情報漏えいの場合における措置）

第６条　発注者は、特定技術情報が漏えいしたおそれがあると認めるときは、受注者に対し、その状況を通知するものとする。

２　受注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、その結果を発注者に通知するものとする。

３　受注者は、特定技術情報が漏えいしたおそれがあると認めるときは、発注者に対し、速やかにその状況を通知するとともに、直ちに調査を行い、その結果を発注者に通知するものとする。

４　受注者は、前号の調査の結果、特定技術情報の漏えいを確認したときは、特定技術情報を記載した書類等を回収し、かつ、特定技術情報の漏えいを最小限にとどめるために、実施可能なあらゆる措置を講ずるものとする。

（損害の賠償等）

第７条　受注者は、本約款に違反し、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　受注者が前項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（協議）

第８条 本約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。